

公益財団法人日本ハンドボール協会 倫理委員会規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という）が、コンプライアンス規程及び協会関係者に適用のあるその他の規程に基づき、協会関係者に対する処分を決定するにあたり意見を諮問するための倫理委員会の設置と運営について定めることを目的とする。

第2条（倫理委員会）

- 1 協会は前項の目的を達成するために倫理委員会（以下「委員会」という）を置くものとし、以下の各条項に従って運営するものとする。
- 2 委員会は次の事項を所掌する。
 - (1) 理事会の求めに応じ、コンプライアンス委員会の調査結果に基づく本協会の各規程類に照らした処分に関する意見を答申すること。
 - (2) 前号について、処分対象者に対する意見ないし弁明を聴取し、その結果を理事会に報告すること。

第3条（組織）

- 1 倫理委員会の構成委員（以下「委員」という）は理事会が決定する。
- 2 委員は、委員長1名と若干名の委員とする。
- 3 委員は本協会の役員（監事を含む）以外に必要なに応じて学識経験者を推挙し理事会に諮って承認されることにより選任される。

第4条（任期）

- 1 委員の任期は委員たる役員の任期が満了するまでとする。ただし委員が役員として再任された場合、委員として再任されることを妨げない。
- 2 辞任、解任又はその他の理由により委員たる役員の職務が任期満了前に終了した場合、当該委員の職務も当然に終了するものとする。

第5条（委員会の開催及び審議）

- 1 委員会は、必要がある場合に委員長が招集して議長となる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 2 委員会は、全委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、審議事項の関係者に委員会への出席を求め、事実の説明や意見等を聴くことができる。
- 4 委員会の決議は出席委員全員の合意により決定する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定め、理事会の決議によって決定する。

第6条（意見の答申）

委員会は、理事会の求めに応じ、就業規則及び役員規程その他の規定に定める処分に関し、適切妥当と判断される意見を答申する。

第7条（弁明の機会の付与）

- 1 委員会は、前条の意見を答申するにあたっては、事前に処分の対象者（以下「対象者」という）に対する弁明の機会を設けなくてはならない。
- 2 委員会は、対象者から希望があった場合には、弁明に際して、弁護士その他当該当事者が弁明を尽くすために必要と認められる者の同席を認める。但し、当該同席を認められた者が、委員会による事案の適切な究明を妨害する行為に及んだ場合、委員会はその判断によって、対象者の正当な権利を害さない範囲で、当該同席を認められた者の退席を命じることができるものとする。

第8条（本規定の変更）

本規程の改廃は、委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

附則

- 1 本規程は、平成30年2月19日から施行する。
- 2 本規程は、平成30年6月10日から施行する。